

○国土交通省告示第千八号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）
附則第七条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年
法律第三十三号）附則第六条の規定に基づき、指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用
に係る起算日を定める告示を次のように定める。

平成二十三年十月五日

国土交通大臣 前田 武志

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十
五年法律第百三十六号）において使用する用語の例による。

（指定原動機の型式）

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十
六号）附則第七条の国土交通大臣が指定する型式は、別表の指定原動機の欄に掲げる型式（当該型
式の原動機的能力その他の事情を考慮して、基準適合改造を行うことが困難であると認める場合を
除く。）とする。

(指定原動機への放出基準の適用に係る起算日)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第六条の国土交通大臣が告示で定める日は、別表の指定原動機の欄に掲げる型式ごとにそれぞれ同表の起算日の欄に掲げる日とする。

別表

指定原動機		
名称	製造者	起算日
S70MC（一シリンダ当たりの定格出力が2530キロワット以上2810キロワット以下であつて、かつ、定格回転速度が毎分81回転以上91回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成22年10月7日
S70MC（一シリンダ当たりの定格出力が2250キロワット以上2530キロワット未満であつて、かつ、定格回転速度が毎分81回転以上91回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成23年8月13日

る。)		
RTA52	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA52U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA58T	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA62	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA62U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA72	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA72U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84C	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84CU	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84M	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84T-B	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA96C	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
S50MC (一シリンダ当たりの定格出力が1160キロワット以上1430キロワット以下であって、かつ、定格回転速度が	MAN B&W	平成23年8月13日

毎分114回転以上127回転以下のものに
限る。)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。